

平成26年度第1回県政参画電子アンケート
『鳥取県青少年健全育成条例の改正に係るアンケート』調査結果

1 調査概要

- ・テーマ：鳥取県青少年健全育成条例の改正に関するアンケート
- ・期間：平成26年5月8日(木)～5月16日(金) 17:00まで
- ・対象：県政参画電子アンケート会員
- ・回答：404名/460名(87.8%) (※回答者数は重複回答者除く)

2 アンケートの調査目的

鳥取県青少年健全育成条例では、23年7月に、子どもが安全に安心してインターネットを利用するために、フィルタリングなどインターネットの利用環境(有害情報の受信防止)の整備について、保護者の努力義務を盛りこむ改正を行いました。

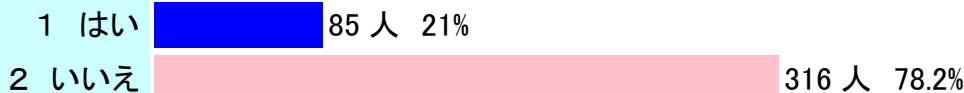
近年、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機(以下、「ゲーム機等」という。)などからインターネットに接続し、有害情報にアクセス可能な状況になっており、携帯電話のフィルタリングだけでは不十分な状況となっています。

こうしたインターネット環境の変化に対応して、保護者による有害情報の閲覧制限(ペアレンタルコントロール)等について、保護者の努力義務や販売業者の方の協力義務を盛り込むことを検討しており、その参考にさせていただくため、アンケートを実施するものです。

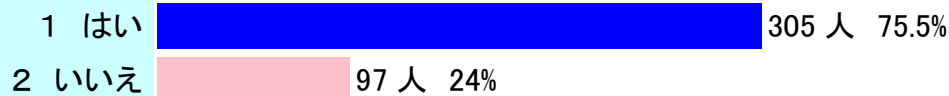
(問1)ゲーム機等にインターネットの通信(接続)機能のある機種があることを知っていますか？



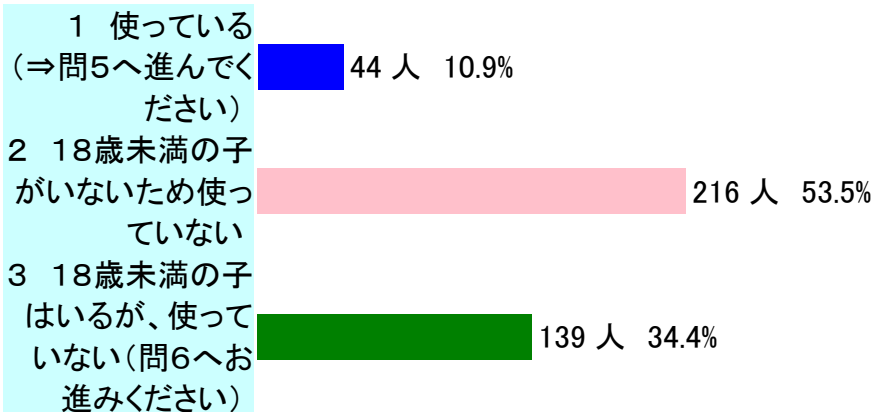
(問2)実際にゲーム機等でインターネットなどの通信機能を利用していますか？



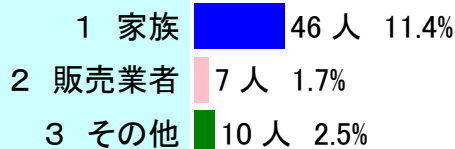
(問3)ゲーム機等にフィルタリングなど、保護者がインターネットの利用を制限したり、管理したりする機能があることを知っていますか？



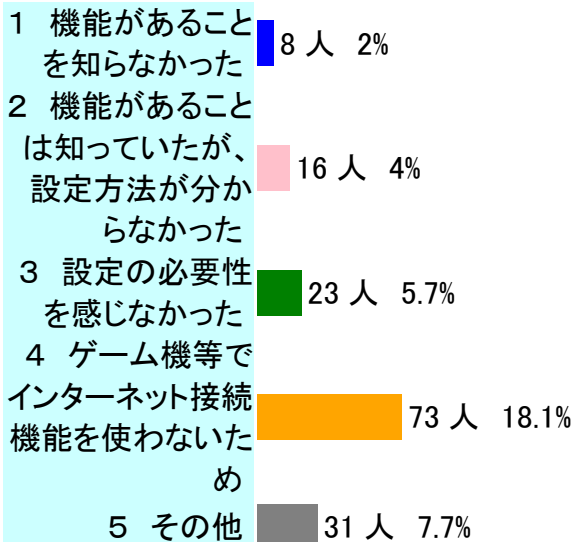
(問4)問3のフィルタリング等の機能を実際に使っていますか？



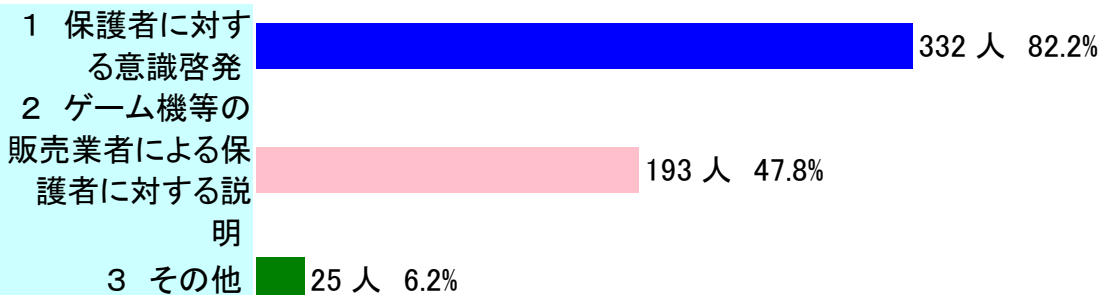
(問5)フィルタリング等の設定はどなたがされましたか。



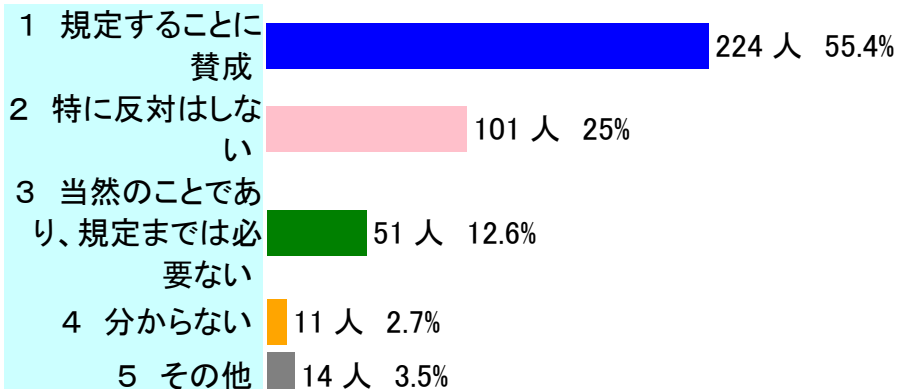
(問6)フィルタリング等の設定を行わなかった理由は何ですか。



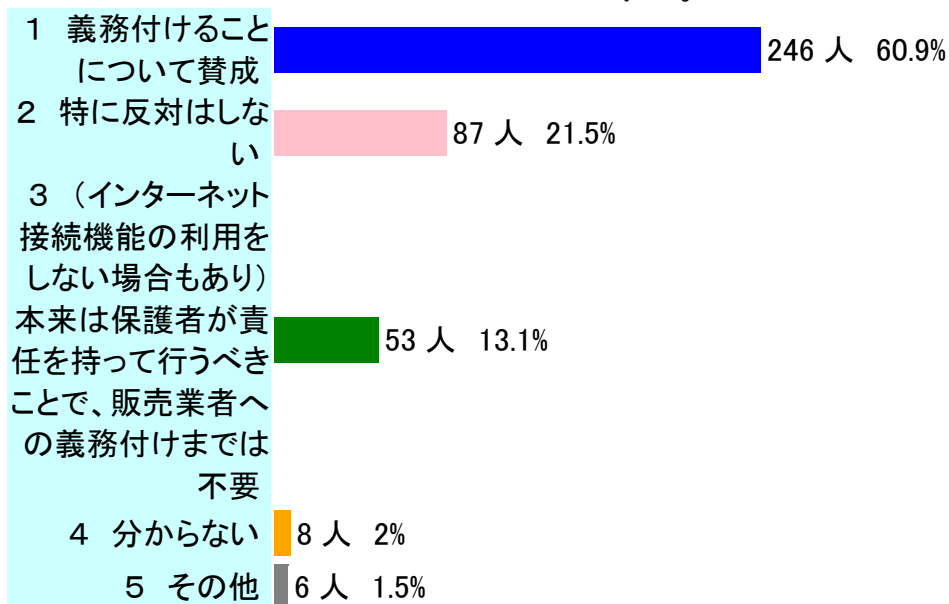
(問7)保護者による有害情報の閲覧制限(以下、「ペアレンタルコントロール」という。)を促進するために必要と思われる方法は何ですか<複数回答可>



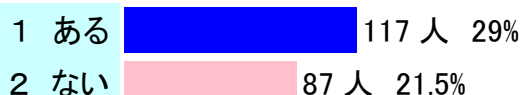
(問8)青少年の保護者に対して、携帯電話機器だけでなく、インターネットに接続できるゲーム機等の利用に際して、ペアレンタルコントロール等適切な利用の確保について努力義務を規定することについて、どう思われますか。



(問9)携帯電話販売業者等と異なり、ゲーム機等の販売業者については、青少年の有害情報の閲覧防止に関して、法律上義務はなく、条例上も現在は規定がありません。条例上、ゲーム機等販売業者に保護者に対するペアレンタルコントロールの説明を義務付けることについてどう思いますか。



(問10)ゲーム機等使用する際の家庭内のルールはありますか



(問11)家庭内のルールとはどんなものですか<複数回答可>

